

自然も、未来も、守りたい。

原子力発電は危険な放射性物質を大量に出し続けるうえ、膨大な廃棄物を残します。さらに、安全性が確立されていないため、あのチェルノブイリのような悲惨な原発事故が、明日起きてもおかしくありません。

放射線は目に見えませんが、全ての生き物に対し想像を超える究極的な災害をもたらします。放射能は大気中の広範囲に広がり、川・海・土壌、生物の体内にも蓄積します。遺伝子に最も影響を与え、それが何年・何世代続くか誰も見当がつきません。そしてヒトは、食物連鎖という仕組みによって生態系の頂点にいるため、受ける影響は重大かつ深刻です。

また、日本は地震大国です。地震は人間の手では止めることはできません。しかし、六ヶ所核燃施設や浜岡原発は止めることができます。何かあってからでは、取り返しがつかないのです。

私たち人間だけでなく、同じ地球に暮らすたくさんの生き物たちや、これから生まれてくる子どもたちの未来を、私たちは奪うことはできません。



イラスト原案: つじむらりつこ

「自然の権利」基金は、原子力災害から自然や未来を守る裁判を応援しています。

払込取扱票

00	口座番号										金	千	百	十	万	千	百	十	円
0	1	0	7	0	6			3	1	1	7	9							
加入者名	「自然の権利」基金										料				特殊				
通	送金内容に✓して下さい。										金				取				
信	<input type="checkbox"/> 「自然の権利」基金の会員になります。 入会金 ¥3,000 <input type="checkbox"/> 寄付します。 ¥																		
欄	差し支えなければお知らせ下さい。																		
	E-mail																		
	FAX																		
	年齢 ~10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代~																		
ご依頼人	おとこ (郵便番号)										受				付				
	おなまえ										局				日				
	(電話番号)										附				印				
裏面の注意事項をお読みください。(私製承認大第3442号)																			
これより下部には何も記入しないでください。																			

払込金受領証

口座番号	0	1	0	7	0	6													
加入者名	「自然の権利」基金																		
金額	千	百	十	万	千	百	十	円											
ご依頼人	おなまえ																		
料	(消費税込み)										受				付				
金	円										局				日				
特殊取扱											附				印				

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押ししてください。切り取らないで郵便局にお出しください。

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

「自然の権利」基金が応援している裁判

●核燃サイクル阻止1万人訴訟

青森県六ヶ所村に建設・一部操業中の4つの核燃サイクル施設の事業許可取り消しなどを国に求め、1989年から行っている4つの訴訟です。4つの施設とは、ウラン濃縮施設・低レベル放射性廃棄物埋設施設・高レベル放射性廃棄物管理施設・使用済燃料再処理工場です。

原子力発電所ではウランを燃やして発電します。その結果、自然界にないプルトニウムという核物質が生まれます。原発で燃やし終えた燃料から、プルトニウムとまだ燃えずに残っているウランを取り出し、燃料として使うことを、原発推進側は「原子燃料サイクル」と呼んでいます。こう聞くと、まるで完結したりサイクルの輪のように感じられますが、廃棄物を最小限に抑え、無駄のない無害な流れになってこそサイクルです。しかし核燃サイクルは、全ての工程で必ず、放射性廃棄物が出ます。核のゴミである放射性廃棄物を生み出し続けるのです。

4つの訴訟のうち、「高レベル」と「再処理」が青森地方裁判所で係属中です。「低レベル」は最高裁に上告中です。

●浜岡原発運転差し止め訴訟

静岡県御前崎市(旧浜岡町)にある浜岡原子力発電所の差し止めを中部電力に求め、2002年から行っている訴訟です。浜岡原発は、大災害が想定されている東海地震の震源域の、その真中で運転を続けています。原告たちは「将来発生する地震によって、原発施設で重大事故が発生する蓋然性があり、生命・身体に対する重大な被害を及ぼす放射線被曝を受ける極度の危険にさらされ、また、事故や被害発生時の不安がない安全かつ平穏な環境を享受する権利を侵害されている」と主張してきました。

しかし、2007年10月26日、静岡地方裁判所は「原告らの生命、身体が侵害される具体的危険があると認められない」とする判断を下し、原告の請求を棄却しました。

原告たちは控訴し、これから東京高等裁判所で控訴審が始まります。

この受領証は、郵便局で機械処理をした場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

「自然の権利」基金は、アマミノクロウサギを原告とした「奄美『自然の権利』訴訟」を契機に1996年に設立されました。自然保護のために裁判などの法的手段を利用する人々を応援しています。



ご注意

この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

「自然の権利」基金では、次の裁判も応援しています。

えりもの森裁判

奄美ウミガメ訴訟

設楽ダム訴訟

沖繩命の森やんぼる訴訟

頼の浦世界遺産訴訟

泡瀬干潟「自然の権利」訴訟

諫早湾「自然の権利」訴訟

石垣島白保「自然の権利」訴訟

「よみがえれ!有明」訴訟

沖繩ジュゴン「自然の権利」訴訟

赤江浜「自然の権利」訴訟

ゴトバンジャンダム訴訟

会員募集中!

- 下の振込用紙に必要な事項を明記してご送金ください。
- 入会金3,000円・年会費3,000円(初年度年会費は無料、入会翌年の1月よりいただきます)
- ご入会いただいた方へ、活動報告誌『「自然の権利」基金通信』をお送りしております。

「自然の権利」基金 事務所

事務局長 弁護士 籠橋隆明

〒453-0015 名古屋市中村区椿町15-19
大和生命名古屋ビル2階

TEL.052-459-1752 FAX.052-459-1751

E-mail...shizennokenri@green-justice.com

URL...

<http://www.f-rn.org/>

「自然にも権利があります」と言うと、多くの人は変に思うかもしれません。

しかし各地で進む深刻な自然破壊により、

私たちのまわりから草の香りや小鳥のさえずりが消えたとき、

私たちははたして、これらに替わる深いよろこびを

見つけることができるでしょうか。

自然が自然のままであることのかけがえのなさを肌で感じることはないでしょうか。

メダカまでもが絶滅を心配されている今日、

深刻な自然破壊を前に私たちは「自然にも生きる権利があれば・・・」と

願うことも稀ではありません。

それは、人と自然との関係の中で生まれた、すぐれて人間的な感性です。

「大切なものが失われた」と自然が破壊されたときに

私たちが受ける素朴で純粋な印象こそが「自然の権利」の原点です。

裁判は、法廷で誰もが対等に自然保護を議論し、

様々な資料の突き合わせをすることのできる手段ですが、

その半面、非常に経費のかかる現実があります。

原告たちや弁護士が裁判所へ通う交通費や、

裁判官に実際に現地を見てもらう「現地検証」の費用もかなりかかります。

自然保護訴訟は、その自然に関わりを持つ人たちが原告となって訴えますが、

思いを同じくする人々は少なくないはずですが、

そこで、そのお気持ちを、資金援助という形で表していただければ、嬉しいです。

ぜひ、ご入会もしくはご寄付をよろしく願いいたします。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。